



KELAB JEPUN KUALA LUMPUR

(THE JAPAN CLUB OF KUALA LUMPUR)

NO. 2, JALAN 1/86, OFF JALAN TAMAN SEPUTEH, TAMAN SEPUTEH, 58000 KUALA LUMPUR.

TEL: 03-2274 2274 FAX: 2274 3584 Email: office@jckl.org.my

2009年6月29日

会員の皆様へ

クアラルンプール日本人会事務局

入会金・会費等の改定のお知らせ(会則改正)

6月27日開催の第45回年次総会において会則改正が行われ、下記の通り、入会金・会費の一部の改定となりました。また保証金(個人会員・賛助会員対象)の減額につきましても、5月の定例理事会で決定しましたので合わせてお知らせいたします。

なお、皆さまから既にお預かりしている保証金との差額(RM200)につきましては、まず RM100 を返金し、その後、会の資金繰りの状況を見ながら、残り RM100 の返済時期を決めることとさせて頂きたく、ご理解いただきますようお願い致します。

記

1. 入会金/月会費/保証金の改定 (2009年7月1日実施)

1) 入会金・月会費・保証金の一覧表

(改正部分は太字斜字箇所です。)

会員種別	入会金 ☆	月会費 ☆		保証金
法人会員	RM1,000.-	RM180.-		
		単身	家族帯同	
登録名義人 (個人、地方)	—	—	RM10.-	—
個人会員	RM100.- (旧: RM300.-)	RM40.- (旧: RM60.-)	RM70.-	RM300.- (旧: RM500.-)
賛助会員	RM150.-	RM50.-	RM60.-	RM300.- (旧: RM500.-)
地方会員	RM50.- (旧: RM100.-)	RM10.-	RM20.-	RM300.-
訪問会員	RM30.- (旧: RM15.-)	RM30.-	RM40.-	—
学生会員	RM50.-	RM20.-	RM30.-	—

☆ 入会金と月会費には 5% サービス税が加算されます。

2) 保証金の返金(既存の個人会員・賛助会員対象)

- ① **既存の会員(保証金を支払われている方)にまず RM100 を返金します。**
- ② 返金方法は、日本人会受付での a) 現金、b) 小切手による返金、c) 退会時の全額返金 から選択
- ③ 上記 a) 又は b) をご希望の方は、所定用紙(添付)に記入の上、事務局(受付)にご提出ください。
- ④ 上記 c) をご希望の場合、事務局へのお申し出等は不要です。

詳細については事務局(担当:立野・モニカ)にお問い合わせください。

Tel: 03 2274 2274, Email: tachino@ckl.org.my / monica@jckl.org.my

2. その他の会則改正

会則 34 条(会則改正)について、マレーシア法務局での事務処理期間が不明確なため、会の運営に障害が起きないように防御的な観点から下記下線のとおり改正されました。

会則34条(抜粋)

(a) クラブの会則の追加、変更、削除は年次総会、もしくは臨時総会の決議を経て、法務局の承認によってその効力を発するものとするが、**その承認がなされるまでは、総会で承認された改訂に基づき諸事案を処理するものとする。**

総会で決議されたいかなる改訂も当該総会后 **60 日**以内に法務局に承認のため提出するものとする。…
(※全文は図書室で閲覧可能です。)

以上